

ニセコ町都市計画審議会条例（平成20年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(所掌事務)</u></p> <p><u>第2条 審議会は、町長の諮問に応じ都市計画に関する諸般の事項を調査審議し、これらに關し町長に答申する。</u></p> <p>2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。</p> <p>（組織）</p> <p><u>第3条</u> （略）</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で町長が任命する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 関係行政機関の職員及び町民 <u>若干人</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>（臨時委員及び専門委員）</p> <p><u>第4条</u> 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>臨時委員若干人を置くことができる。</u></p>	<p><u>第6条 審議会は、町長の諮問に応じ都市計画に関する諸般の事項を調査審議し、これらに關し町長に答申する。</u></p> <p><u>2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。</u></p> <p>（組織）</p> <p><u>第2条</u> （略）</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で町長が任命する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 関係行政機関の職員及び町民 <u>2人以内</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>（臨時委員_____）</p> <p><u>第3条</u> 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>臨時の委員を_____置くことができる。</u></p>

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び審議が終了したとき、専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 (略)

2・3 (略)

(会議)

第6条 (略)

2・3 (略)

2 臨時委員\_\_\_\_\_は、町長が任命する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解職する\_\_\_\_\_ものとする。

(会長)

第4条 (略)

2・3 (略)

(会議)

第5条 (略)

2・3 (略)

(専門部会)

第8条 審議会に、専門部会を置く。

2 専門部会は、審議会の求めに応じて、次の各号に定める事項について調査及び審議を行うものとする。ただし、第1号の規定に基づく事前景観調査報告書が提出されない場合は、調査及び審議を行わないものとする。

(1) ニセコ町景観条例（平成16年条例第14号。以下「条例」という。）第28条の2の規定による事前意見交換会結果報告書及び条例第29条の規定による事前景観調査報告書の内容の審査

(2) 条例第14条の規定による景観協定の認定

	<p>(3) <u>条例第22条の規定による重要景観等の指定</u>          (4) <u>条例第30条の規定による住民説明会の再開催の必要性の可否</u>          (5) <u>その他審議会から求められた事項</u></p> <p>3 <u>専門部会の運営に関する事項は、ニセコ町都市計画審議会運営規則（令和7年規則第〇号）で定める。</u></p>
(委任)	(委任)
<u>第8条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
附 則	附 則
この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。
附 則（令和3年3月23日条例第2号）	附 則（令和3年3月23日条例第2号）
この条例は、令和3年4月1日から施行する。	この条例は、令和3年4月1日から施行する。
	<u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u>
	<u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u>